

令和 6 年度 前期選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校
〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡 1 番地の 1
TEL 0242-22-3491 FAX 0242-22-3521

1 対象学科及び募集定員

課程	対象学科	募集定員	前期選抜の募集定員
全日制	総合学科	200名	募集定員から、会津学鳳中学校からの入学予定者の数を除いた数

2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により県下一円とする。

3 募集定員および志願してほしい生徒

(1) 特色選抜

募集定員枠は、募集定員から会津学鳳中学校の第 3 学年に在学する者の数を除いた数の **20%程度**とする。また志願してほしい生徒は、次の 1 型又は 2 型に該当する者で、かつ本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者とする。

1 型（運動部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは個人として選抜選手相当の実績を有し、入学後もその活動を継続する意志のある者

2 型（文化部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは県大会相当以上のコンクールにおいて表彰の実績を有し、入学後もその活動を継続する意志のある者
ただし、1 型・2 型ともに下記の部活動に限る

- ① 運動部：陸上競技、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス（ソフトテニスを含む）、卓球、水泳、弓道、剣道、なぎなた（以上男女）
野球、サッカー（以上男子のみ）、ソフトボール（以上女子のみ）
- ② 文化部：合唱、吹奏楽、美術、書道（以上男女）

(2) 一般選抜

募集定員枠は、募集定員から、会津学鳳中学校からの入学予定者の数と、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

4 出願資格

出願資格については、次の（1）の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、（1）に加えて（2）の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 別に本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取り扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

出願期間は、令和 6 年 2 月 5 日（月）から 2 月 8 日（木）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694 円分の切手を貼付し志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒（長形 3 号）を同封の上、令和 6 年 2 月 8 日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 「**入学願書**」（県教育委員会において作成したもの）
- ② 「**令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**」（以下「調査書」という。中学校において作成したもの）
なお、提出期間は令和 6 年 2 月 15 日（木）から 2 月 16 日（金）までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- ③ 「**特色選抜志願理由書**」（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 「**受験票用紙**」（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 「**入学検定料納付済証明書用紙**」（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (2) 上記（1）以外の者

- ① 「**入学願書**」（上記（1）①に同じ）
- ② 「**特色選抜志願理由書**」（上記（1）③に同じ）
- ③ 「**健康診断書**」（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 「**履修証明書、学習成績証明書**」
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 「**受験票用紙**」（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 「**入学検定料納付済証明書用紙**」（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、「**前期選抜志願者名簿**」（様式共通 4 号の 1）を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した「**自己申告書**」（県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① **他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類**
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② **保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類**
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願書類受付時に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、記載した事項に虚偽があると認めた場合は、受付を取り消すことがある。

12 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 同一高等学校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び様式前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選

抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

- (1) 特色選抜

- ① 在学（出身）中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。

学 力 検 査	特色選抜 志願理由書	調 査 書	特 色 面 接	選抜資料 の満点
5 教科とする。 1型、2型 共に満点を 250点とする。	本校への志願動機、本校での学校生活に対する抱負、将来の進路などについて本人が記入する。部活動や地域クラブ活動等における大会やコンクールの実績等も具体的に記入する。 ただし、上記3（1）で指定する部活動に限る。	「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」は75点満点として、合計270点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。	個人面接を実施する。 面接時に、中学校の部活動や地域クラブ活動等を通して学んだこと、その活動へ取り組む姿勢や意欲、および継続の意志等をみる。 面接については点数化し、15点満点とする。	全体の満点は、1型、2型共に535点とする。

② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時～午後 3 時 10 分

イ 日 程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

点 呼 諸注意 (第一体育館)	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
-----------------------	-----	---	-----	---	-------------	-----	-----	---	-----

(50 分) (20 分) (50 分) (20 分) (50 分) (60 分) (50 分) (20 分) (50 分)

◎ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ウ 会 場 本校（集合場所 第一体育館）

エ 注 意 事 項

- a 受験票を必ず持参する。
- b 午前 8 時 20 分に第一体育館で点呼するので遅れないように集合する。
- c 上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参する。
ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。
- d 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

③ 特色面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和 6 年 3 月 6 日（水） 午前 9 時～

イ 日 程 ～ 8:20 集合（第一体育館）

8:20 ～ 8:50 点呼、諸注意、待機場所へ移動

9:00 ～ 面接（1 人 1 0 分程度）

（※面接予定時間は前日に本校ホームページに掲載する）

ウ 会 場 本校（集合場所 第一体育館）

エ 注 意 事 項

- a 受験票を必ず持参する。
- b 午前 8 時 20 分に第一体育館で点呼するので遅れないように集合する。
- c 筆記用具、上ばきを持参する。
*長時間待つこともあるので、学習や読書をしてよい。
- d 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

（2）一般選抜

① 学力検査の成績、調査書の審査結果を資料として選抜を行う。

学 力 検 査	調 査 書
5 教科とする。満点を 250 点とする。	「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を 2 倍することとし、195 点満点とする。「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ等の実績や取組等は点数化しない。

② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時～午後 3 時 10 分

イ 日 程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

点 呼 諸注意 (第一体育館)	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会
-----------------------	-----	---	-----	---	-------------	-----	-----	---	-----

(50 分) (20 分) (50 分) (20 分) (50 分) (60 分) (50 分) (20 分) (50 分)

- ◎ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ウ 会 場 本校（集合場所 第一体育館）
- エ 注 意 事 項
- a 受験票を必ず持参する。
 - b 午前 8 時 20 分に第一体育館で点呼するので遅れないように集合する。
 - c 上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参する。
ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。
 - d 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

令和 6 年 3 月 14 日（木）正午以降、本校において発表する。

- （1）合格者は、合格者発表日に受験票と引き換えに合格通知書の交付を受ける。
- （2）当日、合格通知書を受け取ることでできない者は、事前に本校に連絡する。
- （3）本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- （4）可否に関する電話による照会には一切応じない。

16 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

- （1）追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- （2）定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

- （3）追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通 14 号）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通 15 号）を交付する。

- （4）追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 学力検査の日時 令和 6 年 3 月 11 日(月) 午前 9 時～午後 2 時 45 分

② 学力検査の日程

8:20	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼 諸注意 (第一体育館)	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

◎ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

③ 特色面接の日時 令和6年3月11日（月）午後2時45分以降

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

④ 会場 本校（集合場所 第一体育館）

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

17 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式共通16号）を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式共通17号）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記「16 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

(4) 新入生オリエンテーションについて

入学予定者に対する事前指導（オリエンテーション）は、令和6年3月28日（木）に行うが、日時を変更する場合は、合格者発表時に連絡する。

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
原本の写しを提出してもよいが、**志願者氏名及び保護者氏名については直接自署する。**
- 2 別紙「特色選抜志願理由書の記入のしかた」にしたがって記入する。

記入例

受験番号

※

番

※印の欄には記入しない。

令和6年度特色選抜志願理由書

令和 年 月 日

福島県立会津学鳳高等学校長 様

中学校名

〇〇立〇〇中学校

志願者氏名

学鳳 花子 (本人自署)

保護者氏名

学鳳 太郎 (保護者自署)

私は、下記により、貴校総合学科に入学を志願いたします。

◎本校への志願の動機・理由、これまでの部活動や地域クラブ等における自分自身の活動のアピールや今後の目標などを記入すること。

*顕著な成績(大会成績等) : 入学後に活動する部名 [バドミントン 部]

年度	大会名(正式名称)	成績	開催日
令和5	第66回福島県中学校体育大会バドミントン大会	女子ダブルス「ベスト8」 女子団体戦「第3位」 (登録選手)	R5.7.23 R5.7.24
令和5	全会津中体連総合大会バドミントン競技	女子ダブルス「第2位」 (県大会出場) 女子団体戦「第2位」 (県大会出場・登録選手)	R5.6.15 R5.6.15
*その他の顕著な受賞及び選抜選手としての活動内容			
年度	顕著な受賞及び選抜選手としての活動内容		
令和5	全会津強化指定選手として、強化練習会に参加した。		

(記入上の注意)

- 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
原本の写しを提出してもよいが、**志願者氏名及び保護者氏名については直接自署**する。
- 別紙「特色選抜志願理由書の記入のしかた」にしたがって記入する。

令和6年度 特色選抜志願理由書の記入のしかた

1 左上角に「1型」右上角に「2型」と記載されています。

1型（運動部）で受験する者は「1型」と表示された角を、

2型（文化部）で受験する者は「2型」と表示された角を、

点線に沿って切り取ってください。型の選択と角の切り取りには十分注意してください。

志願してほしい生徒は、次の1型又は2型に該当する者で、かつ本校総合学科を自ら志願する
動機・理由が明白かつ適切である者とします。

1型（運動部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは個人として選抜選手
相当の実績を有し、入学後もその活動を継続する意志のある者

2型（文化部）

部活動や地域クラブ活動等における県大会出場程度以上の実績もしくは県大会相当以上のコ
ンクールにおいて表彰の実績を有し、入学後もその活動を継続する意志のある者

**ただし、次の（1）（2）の部活動に限ります。 ※テニス（ソフトテニス）については、高校での
活動は「（硬式）テニス」のみとなります。**

（1）運動部

陸上競技、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス（ソフトテニスを含
む）、卓球、水泳、弓道、剣道、なぎなた（以上男女）

野球、サッカー（以上男子のみ） ソフトボール（以上女子のみ）

（2）文化部

合唱、吹奏楽、美術、書道（以上男女）

2 各欄の記入は次のようにしてください。

（1）志願の動機・理由等の記入については、志願理由書の『◎本校への志願の動機・理由、～今後
の目標などを記入すること』に基づいて、内容をまとめて具体的に記入してください。

（2）顕著な成績（大会成績等）の記入については、以下①・②を参考にしてください。

①「入学後に活動する部名」については、上記1（1）（2）から該当する部活動名を記入してく
ださい。

※テニス（ソフトテニス）については、中学校までの活動・実績がソフトテニスの場合でも、
高校での活動は「（硬式）テニス」となります。

②「顕著な成績（大会成績等）」については、上級学年次のものから、内容（年度、**大会名（正式
名称）、成績、開催日**）を記入してください。運動部については、「中体連大会、県総合体育大会
（全会津総合体育大会）、中体連新人大会、その他の大会」の順で、県大会出場程度以上の実績
があるものを記入し、文化部についても運動部に準じ上級学年次のものから記入してください。

※入学後に活動する部活動に関する実績のみを記入してください。

（3）「その他の顕著な受賞及び選抜選手としての活動内容」

上記の「顕著な成績（大会成績等）」の種目において、**選抜選手として活動した者は、その活動
内容や選抜選手として参加した大会の成績等を記入**してください。

（例）福島県選抜選手として、〇〇を行う。

（例）全会津選抜選手として、〇〇大会に出場。第〇位。